

付 議 第 6 号

社会教育主事の資格認定に関する規則の一部を改正する規則議案

社会教育主事の資格認定に関する規則（昭和35年高知県教育委員会規則第7号）の一部を別紙のとおり改正することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3）規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教 育 委 員 会 規 則

社会教育主事の資格認定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

高知県教育長 長岡 幹泰

高知県教育委員会規則第 号

社会教育主事の資格認定に関する規則の一部を改正する規則

社会教育主事の資格認定に関する規則（昭和35年高知県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高知県社会教育主事の資格認定に関する規則

第2条中「申請書」を「社会教育主事資格認定申請書」に、「次の各号に」を「次に」に、「以下」を「次条において」に改め、同条第5号を次のように改める。

（5）写真（出願前3月以内に無帽で正面向きの上半身を撮影した名刺型のもの）2枚

第3条第2項中「前項」を「、前項」に、「社会教育主事認定者名簿」を「、社会教育主事認定者名簿」に改める。

別記第1号様式を次のように改める。

第 1 号 様 式 （ 第 2 条 関 係 ）

社会教育主事資格認定申請書

年 月 日

高知県教育委員会 様

住所

ふりがな
氏名

高知県社会教育主事の資格認定に関する規則第 2 条の規定により社会教育主事となるために必要な資格の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高知県教育委員会規則

◎ 社会教育主事の資格認定に関する規則の一部を改正する規則

社会教育主事の資格認定に関する規則の一部を改正する規則議案説明

この規則は、押印の廃止等必要な改正をしようとするものである。

新 旧 対 照 表
新 旧

高知県社会教育主事の資格認定に関する規則（抜粋）

社会教育主事の資格認定に関する規則（抜粋）

（出願手続）

（出願手続）

第2条 資格認定を受けようとする者は、社会教育主事資格認定申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添え、高知県教育委員会（次条において「県教育委員会」という。）に申請しなければならない。

第2条 資格認定を受けようとする者は、申請書（別記第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添え、高知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）に申請しなければならない。

（1）～（4） 略

（1）～（4） 略

（5） 写真（出願前3月以内に無帽で正面向きの上半身を撮影した名刺型のもの）2枚

（5） 写真（出願3月以内に撮影した上半身脱帽名刺判）2葉

（資格認定）

（資格認定）

第3条 略

第3条 略

2 県教育委員会は、前項の規定により認定したときは、社会教育主事認定者名簿（別記第2号様式）に登録し、社会教育主事認定証書（別記第3号様式）を交付する。

2 県教育委員会は前項の規定により認定したときは社会教育主事認定者名簿（別記第2号様式）に登録し、社会教育主事認定証書（別記第3号様式）を交付する。

第 1 号様式（第 2 条関係）

社会教育主事資格認定申請書

年 月 日

高知県教育委員会 様

住所

ふりがな
氏名

高知県社会教育主事の資格認定に関する規則第 2 条の規定により社会教育主事となるために必要な資格の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

第 1 号様式（第 2 条関係）

社会教育主事資格認定申請書

年 月 日

高知県教育委員会様

現住所

氏 名 印

（ふりがな）

わたくしは、社会教育主事の資格認定に関する規則第 2 条の規定によって社会教育主事となるために必要な資格の認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。